

軽油引取税

この税は、バスやトラック等の燃料である軽油の引取りに対して課税されるもので、消費者等が軽油を引き取る際には、購入価格の中に含まれています。

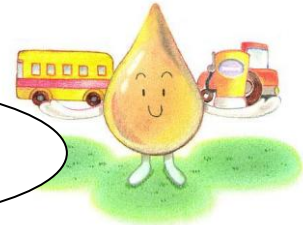
■納める人

特約業者又は元売業者から軽油を引き取った(購入した)人

■納める額

1リットルにつき、15円

軽油は県内で



■申告と納税

特約業者又は元売業者が代金と一緒に税金分も受け取り、毎月分を翌月末日までに申告し、納めます。

■免税

石油化学製品を製造する事業を営む者が、当該事業の事業場においてエチレンその他の一定の石油化学製品を製造するための原料の用途に供する軽油に係るものは免税となります。

また、特例として、一定要件に該当する次のものについては、令和9年3月31日までの期間に限り免税になります。

- 船舶・鉄道・軌道用車両の動力源に使用する場合
- 農業・林業用機械の動力源に使用する場合
- セメント製品製造業・生コンクリート製造業・鉱物の掘採事業・港湾運送業・倉庫業・廃棄物処理事業
木材加工業・木材市場業 等

■混和軽油の販売等に対する課税

軽油に灯油等を混ぜて販売したり、バスやトラック等の保有者が軽油に灯油等を混ぜて使用している場合にも、軽油引取税がかかります。

ただし、このような粗悪な燃料は環境汚染の原因にもなりますので、純正な軽油を使用しましょう。

■不正軽油に関する罰則

行為内容	罰 則
不正軽油製造者への材料、薬品等の提供・運搬	7年以下の拘禁若しくは700万円以下の罰金又は併科 (法人の場合2億円以下の罰金)
不正軽油の製造	10年以下の拘禁若しくは1千万円以下の罰金又は併科 (法人の場合3億円以下の罰金)
不正軽油の運搬・保管、購入等	3年以下の拘禁若しくは300万円以下の罰金又は併科 (法人の場合1億円以下の罰金)
軽油引取税の脱税	10年以下の拘禁若しくは1千万円以下の罰金又は併科 脱税額1千万円を超える場合は、脱税額相当の額の罰金

不正軽油ホットライン

099-286-2202

不正軽油に関する情報は「不正軽油ホットライン」へお寄せください。

不正軽油は
作らない！売らない！

豆 知 識

- 元売業者とは？
軽油の製造業者、輸入業者又は販売業者で総務大臣が指定したものです。
- 特約業者とは？
元売業者と契約して継続的に軽油の供給を受け、これを販売する業者で知事が指定したものです。